

# 藤井寺市柏原市学校給食組合監査委員条例

平成 15 年 2 月 19 日  
条 例 第 1 号

藤井寺市柏原市学校給食組合監査委員条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（定期監査の期日）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を行うときは、監査委員は、あらかじめその期日を管理者に通知するものとする。

（出納検査の期日）

第 3 条 法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の期日は、毎月 1 2 日とする。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 5 5 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 5 号）において準用する藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 4 1 年藤井寺市条例第 1 9 号）第 9 条第 2 項に定める休日にあたる時又はその他やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

（請求又は要求に基づく監査）

第 4 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項及び法第 2 4 2 条第 1 項の規定による監査の請求があったとき又は組合議会若しくは管理者から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

2 前項の監査は、速やかに終了し、かつ、終了後直ちに必要な措置を講じなければならない。

（決算の審査）

第 5 条 法第 2 3 3 条第 2 項の規定による決算、証書類が審査に付せられたときは、審査に付せられた日から 7 日以内に審査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

2 前項の審査は、できるだけ速やかに終了し、かつ、終了後直ちにその意見を決定し、これを管理者に提出しなければならない。

（公表の方法）

第 6 条 監査委員の行う監査の結果等の公表は、藤井寺市柏原市学校給食組合公告式条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 号）の定めるところによる。

（補助職員）

第 7 条 法第 2 0 0 条第 4 項に定める書記その他の職員は、総務係の職員をもって充てるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。